

消費者被害注意報

No. 63

光回線やプロバイダ契約などの電気通信サービスにご注意！

事例 先日、事業者が「テレビの電波出力検査をする」と突然来訪した。検査終了後、有料の電気通信サービスを勧められ、契約をしてしまった。よく考えたら、あまり利用しないので解約したい。クーリング・オフはできるか。

＜相談員のアドバイス＞

●電気通信サービス(光回線、プロバイダ契約、IP電話など)や放送サービスはクーリング・オフの対象ではありません。

事業者は独自の解約ルールを設けており、一部費用を負担することで解約できる場合もあります。契約書面を事前に確認しましょう。

事業者から十分な説明がなく、サービスの内容を理解しないまま契約してしまうケースがあります。勧誘されてもすぐに了承せず、**不明な点があれば、納得するまで説明を求めることが大切です。**

●事業者から説明を受けた上で、契約内容、利用料金、解約条件などの重要事項を確認し、契約の必要がなければきっぱり断りましょう。

●価格だけでなく、自分の利用状況を考えた上で、必要性を十分に検討しましょう。

期間限定の特典とか本契約に他のサービスを追加することで割引になると言われても、事務手数料や工事費用が発生したり、一定期間契約を継続せずに解約すると料金が発生するなど、実際の費用負担が大きくなる場合がありますので、注意が必要です。放送と通信又は電話など多分野にわたるサービスが一つの契約になっていることが多く、それらの契約が自分にとって必要なサービス内容であるか確認することも重要です。



見守りのポイント

- 近年、光回線を使った電話の利用やテレビの視聴などについては、様々なサービスが選べるようになりましたが、事業者から誤解や不安を与えるような説明を受けたり、強引な勧誘をされ、よく分からないまま不要な契約を結んでしまうといったトラブルも発生しています。
- 契約内容がよく分からない場合は、その場で契約せず、**家族や周囲の人に相談しましょう。**
- 今後、これらのサービスに「電力の自由化」の勧誘が加わり、複雑な契約の勧誘が増加することが懸念されますので、正確な情報を収集し、必要性について十分考えましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111